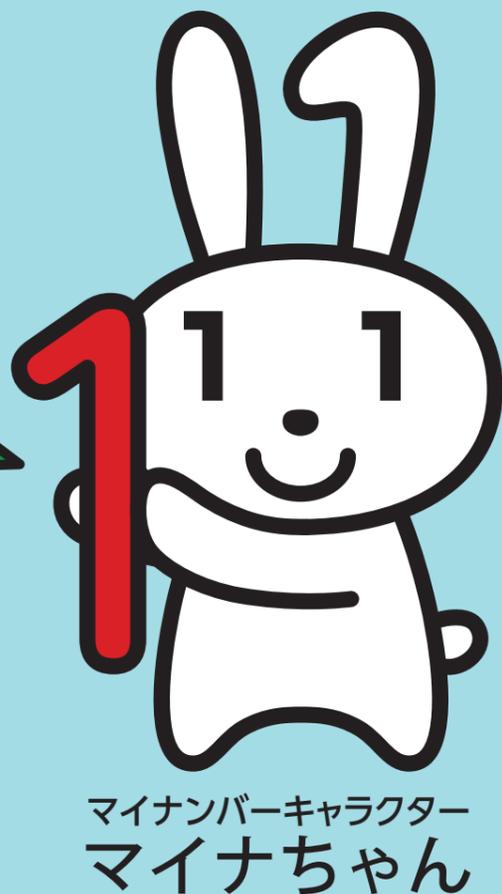


平成27年10月から マイナンバー の通知がはじまります

(社会保障・税番号)

広報今号では、
マイナンバー
(社会保障・税番号)
制度の概要を
お知らせします



マイナンバー制度のお問い合わせ 受付時間 9:00～17:00
(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)

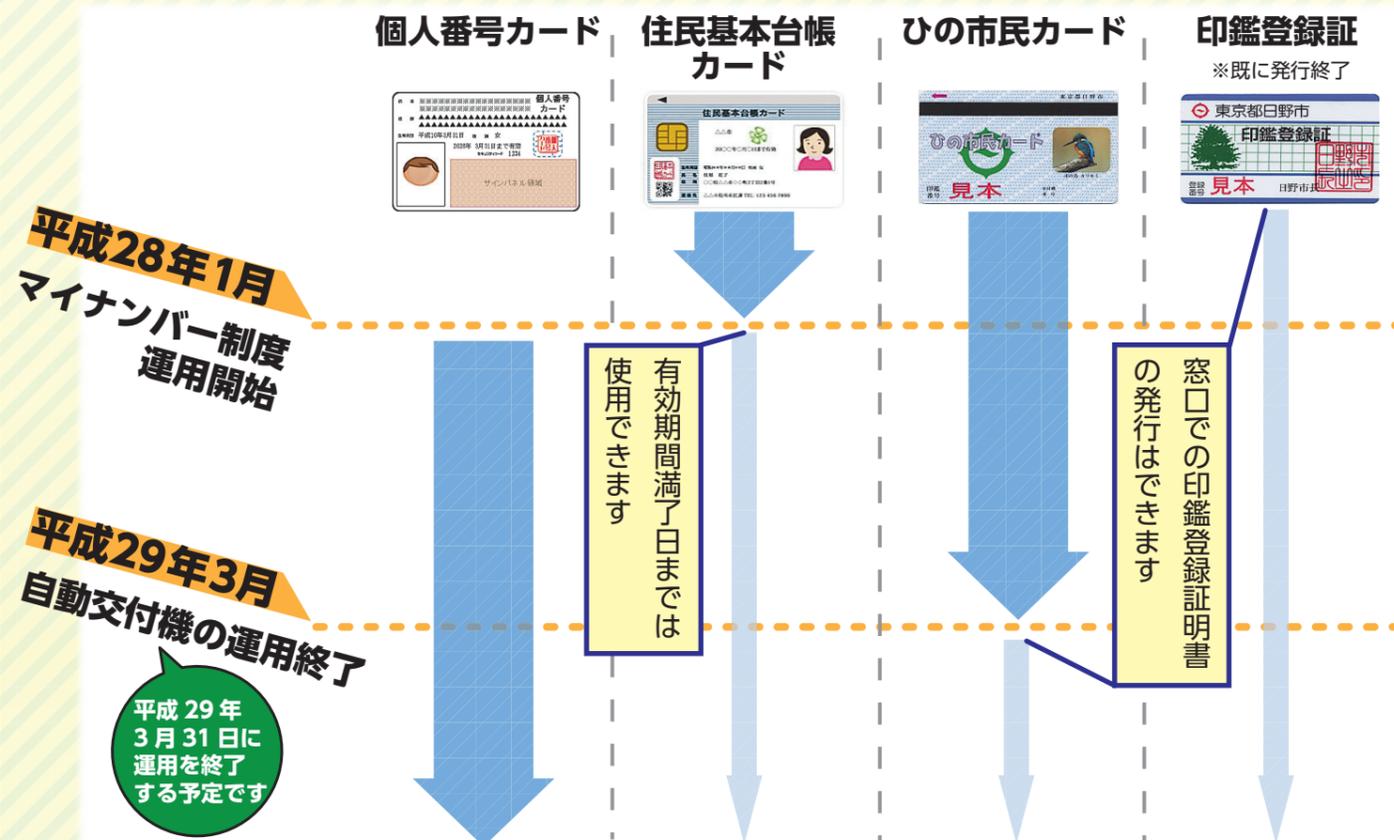
7/1 から 日野市 コールセンター **514-8611**

全国コールセンター (全国共通ナビダイヤル) **0570-20-0178** English・中文・한국어・Español・Português
*ナビダイヤルは通話料がかかります *土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く 9:30～17:30
0570-20-0291



Q9 今まで持っていた「住民基本台帳カード」などは
どうなるの？

A 「住民基本台帳カード」は平成27年12月をもって発行を終了し、「個人番号カード」に変わります。その他詳細は以下の図をご覧ください。



自動交付機の利用	×	×	○ ※平成29年3月まで	×
コンビニ交付	○	×	×	×
本人確認書類	○	○	×	×
発行手数料	無料	500円 ※電子証明書を発行する場合は別途500円	200円 ※印鑑登録料	発行は終了しています
有効期限	約10年間※	10年間	転出などで市民でなくなった時まで	
その他	※有効期限は発行日から10回目の誕生日まで。20歳未満は5回目の誕生日まで	個人番号カードとの併用はできません。お持ちの方は個人番号カード交付の際に回収します。	個人番号カード運用開始後も、印鑑登録証として発行します。	

自動交付機およびコンビニエンスストアで取得可能な証明書

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 課税(非課税)証明書
- 戸籍全部(個人)事項証明(戸籍謄本・抄本)

今後、「ひの市民カード」、「印鑑登録証」、「図書館カード」などもシステム更新時に合わせて「個人番号カード」への統一を検討していきます。

Q7 コンビニエンスストアで住民票が取れるって本当？

A 本当です。平成28年1月以降、日野市に住民登録のある方が、全国の主要コンビニエンスストアで住民票などの証明書を取得できるサービスを行う予定です。ちょっとしたお出掛けの際、市内・市外を問わずコンビニエンスストアへ立ち寄っていただければすぐに取得できます。ぜひご利用ください。なお、詳細はマイナンバー特集号第2・第3号でお知らせします。

コンビニエンスストアでの各種証明書取得方法

1. 「個人番号カード」を取得する

お住まいの市区町村に申請後、通知カードと引き換えに**無料**で交付します。有効期間は10年間（20歳未満の方は5年間）、引き換えは平成28年1月以降行う予定です。



2. 「個人番号カード」を持参し、コンビニエンスストア(全国)へ

全国の主要なコンビニエンスストアでご利用いただけます。
【利用可能時間】
 6:30～23:00※土曜・日曜日、祝日も利用可。年末年始およびメンテナンス時を除く
【取得可能な証明書】
 住民票の写し、印鑑登録証明書、課税（非課税）証明書、戸籍全部（個人）事項証明（戸籍謄本・抄本）
 ※戸籍については、日野市に本籍がある方のみ



Q1 マイナンバーとは何のこと？ マイナンバー制度が始まるとどうなるの？

A マイナンバー（社会保障・税番号）とは、国民一人ひとりが持つ12桁の個人番号のことです。平成28年1月以降、下図の通りさまざまな手続きで個人番号が必要になります。マイナンバー制度は「行政の効率化」「国民の利便性の向上」「公平・公正な社会を実現」というメリットがあります。



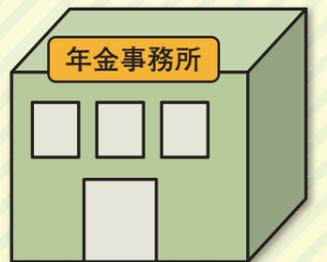
厚生年金の請求

住民票、課税証明書の添付を省略することができます。



個人番号を提示

添付書類省略



児童手当の現況届

年金手帳、健康保険証の添付を省略することができます。



個人番号を提示

添付書類省略



扶養家族の届け出

国民年金、健康保険の被扶養者認定の手続きの際に、課税証明書の添付を省略することができます。



扶養家族の個人番号を提示

添付書類省略

従業員やその扶養家族の個人番号を源泉徴収票に記載し、市役所や税務署に提出



個人番号を提示



Q8 民間事業者にも制度の影響があるの？

A はい。税金や社会保障の手続きで、従業員などの個人番号を取り扱います。そのため、以下の準備が必要です。

- 個人番号を適正に扱うための社内規定づくり
- 個人番号に対応したシステム開発や改修
- 特定個人情報の安全管理措置の検討
- 社内研修や教育の実施

これらの準備を適正に行っていただくため、内閣府HP (<http://www.cas.go.jp>) に動画や「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」およびQ&Aを公開しています。



※添付書類の省略は平成29年7月から開始される予定です

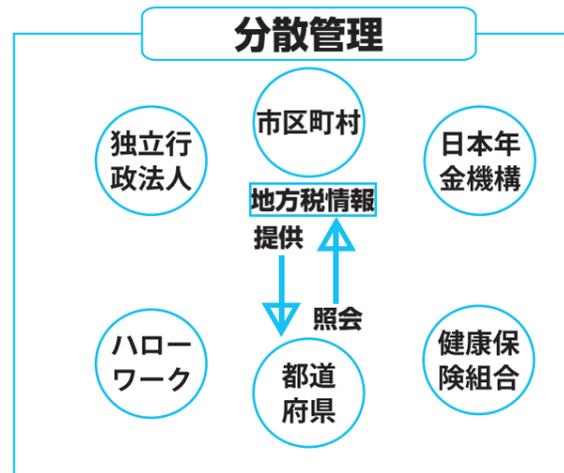
暮らしの中にマイナンバー



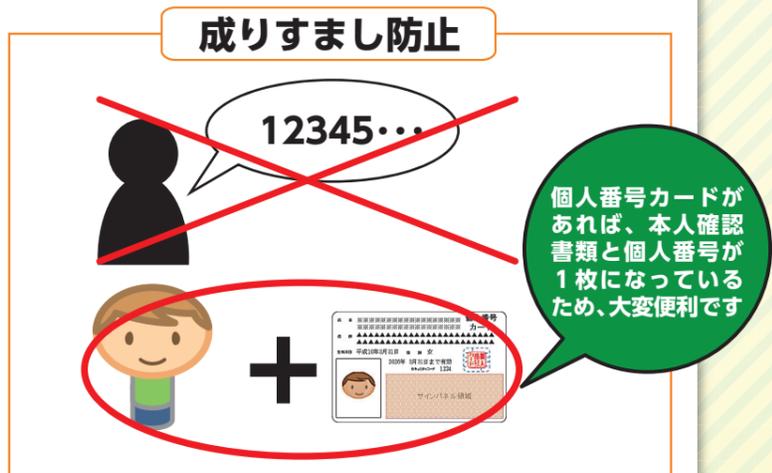
Q6 私の個人情報はしっかり守られるの？

A 大丈夫です。マイナンバー制度は、次の通り個人情報保護の対策を厳重に行います。

【電子システム上の保護】



【制度上の保護】



個人情報は各機関で今まで通り分散管理します。一元管理しないことで、芋づる式の情報漏えいを未然に防ぎます。また、各機関で接続できる人の制限や通信の暗号化（システムの接続制限）、自宅のパソコンで自分の個人情報にアクセスした行政機関を確認できる機能（マイナポータル機能）などで保護します。

成りすましを防止するため、行政手続きの際は、個人番号だけでは処理せず、必ず本人確認を行います。その他にも、システム開発や改修を行う前に、個人番号の保護体制について評価します。また、マイナンバー法の規定によるものを除き、個人番号の収集、保管、帳簿の作成などが禁止されます。

マイナンバーに関するご意見を募集します

マイナンバー制度に関するさまざまな疑問やご意見をお寄せください。また、マイナンバー制度運用開始に伴い、以下の条例を改正・制定しますので、条例についてのご意見も募集します。詳細は6/15(月)以降公開する「条例の考え方」（市役所4階総務課・1階市民相談窓口、七生支所、豊田駅連絡所、市政図書室、市内各図書館にあり）および市HP（下記QRコードからアクセス可）をご覧ください。

- 【個人情報保護条例の改正】**
マイナンバー制度の考え方を取り入れるほか、マイナンバー制度との区別などの調整を行います。
- 【マイナンバー対応個人情報保護条例の制定（特定個人情報保護条例）】**
マイナンバー法上の保護制度を条例として定め、目的外利用禁止の厳格化や、収集の際の制限などを盛り込みます。
- 【マイナンバー活用条例の制定（個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例）】**
個人番号を使用できるとき、行政内でのやり取りができる場合を定めます。

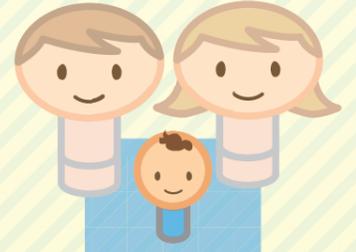
【意見提出方法】
6/15(月)～30(火)に市役所4階総務課（☎581-2516 ☒soumu@city.hino.lg.jp）へ FAX、メールまたは持参。住所、氏名、意見を記入



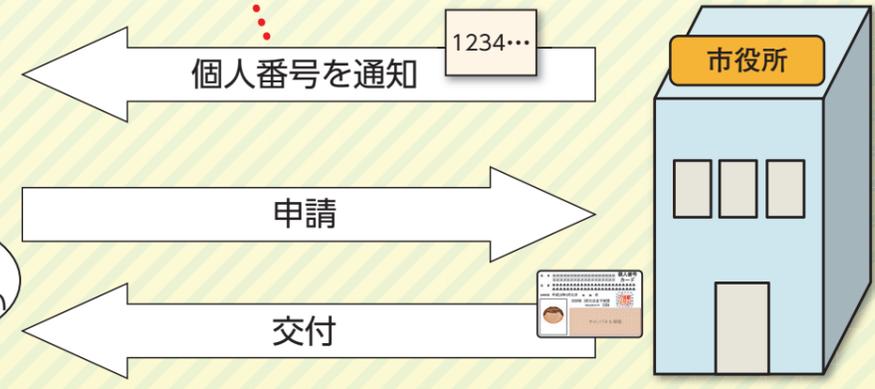
個人番号を通知

通知カード(イメージ)
個人番号 ○○・・・○○
氏名 番号太郎
住所 △県○市□町1-1-1
平成○年□月△日生 性別 男
発行 平成○○年○月○日 ○市長

【通知カード】
お住まいの市区町村に出生届提出後、簡易書留で郵送します。現在、住民票をお持ちの方には10月以降順次送付します。



誕生



個人番号カードの取得



【個人番号カード】
「個人番号カード」は本人確認書類として利用できるほか、コンビニエンスストアで住民票などを取得する際にも利用できます。
お住まいの市区町村に申請後、「通知カード」と引き換えに無料で交付します。有効期間は10年間（20歳未満の方は5年間）、引き換えは平成28年1月以降行う予定です。詳細はマイナンバー特集号第2・第3号でお知らせします。



高校生・大学生など



奨学金などの申請 住民票や保護者などの課税証明書の添付を省略することができます。

マイナンバー 導入カレンダー

Q3 個人番号カードって何に使えるの?



A 「個人番号カード」は、ICチップの付いたカードです。このカードを使うと、全国の主要なコンビニエンスストアで住民票などの証明書を取得、e-Taxなどの電子申請ができます。発行は平成28年1月以降の予定です（無料）。
 なお、住民基本台帳カードとの併用はできません。住民基本台帳カードをお持ちの方は「個人番号カード」を取得する際に「通知カード」と共に提出していただきます。
 市で発行しているその他のカードについては特集号8ページのQ9をご覧ください。

顔写真付きのため、本人確認書類として使用できます。



それぞれの事業の詳細は9月15日号、12月15日号のマイナンバー特集号第2・第3号でお知らせします。



平成27年10月から

「通知カード」送付

平成28年1月から

申請書などへの個人番号記入を順次開始

「個人番号カード」交付開始

「個人番号カード」を利用した全国のコンビニエンスストアで各種証明書発行サービス開始

平成29年1月から

マイナポータル の運用開始

平成29年7月から

申請時の各種添付書類省略開始

Q5 具体的にどんな手続きで便利になるの?



A 申請書や届け出、請求書などに個人番号を記入し、「個人番号カード」などで本人確認を行うことで、順次添付書類の省略が可能となる予定です。
【主な手続き】
 ● 児童手当の認定請求・現況届
 ● 児童扶養手当の認定請求・現況届
 ● 国民健康保険の資格取得届
 ● 国民年金の保険料免除申請
 ● 生活保護の申請
 ● 介護保険の第2号被保険者証の交付申請

Q2 通知カードって?



A 「通知カード」は個人番号が記載されたカードで、本人確認書類やコンビニエンスストアでの各種証明書発行には使用できません。「個人番号カード」を取得する際に必要です。簡易書留で10月以降順次郵送します。

通知カード(イメージ)

個人番号 ○○……○○
 氏名 番号太郎
 住所 △県○市□町1-1-1
 平成○年□月△日生 性別 男
 発行 平成○○年○月○日 ○市長

本人確認書類として使用する場合は別途免許証などが必要です。

Q4 マイナポータルって?



A 自宅のパソコンから自分の情報を「個人番号カード」を利用して確認できる個人用サイトです。
【確認可能な情報】
 ● 年金など各種社会保険料の支払い状況
 ● 行政機関が自分の個人情報へアクセスした履歴
 ● 制度改定などのお知らせ
 ● 受け取ることのできる各種給付のご案内
【将来的に追加予定の機能】
 ● 予防接種の履歴
 ● 確定申告に必要な情報を取得
 ● 引越などの複数の届出をパソコンでまとめて申請
 ● スマートフォンやタブレット端末からの閲覧



10月下旬から

(社会保障・税番号)

マイナンバー

の通知が届きます

あなたの手元に
大切なカード
が届きます。

広報今号では「通知カード」
をお届けしてから「個人番号カード」申請までの流れ
をお知らせします



マイナちゃん

マイナンバー制度のお問い合わせ

マイナンバー

日野市
コールセンター **514-8611**

受付時間 9:00～17:00
(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)
※10/17(土)から土曜日も開設

全国コールセンター (全国共通ナビダイヤル) **0570-20-0178**

English・中文・한국어・Español・Portugués
(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応)
※土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く 9:30～17:30

0570-20-0291

※ナビダイヤルは通話料がかかります
※土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く 9:30～17:30

マイナンバーに関する

大切なお知らせ



マイナンバー制度導入に伴うシステムメンテナンスのため、土曜窓口業務の休止および自動交付機を停止します。

土曜窓口の休止

10/3(土)

10月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10

自動交付機の停止

10/5(月)～9(金)

10月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10

	2(金)	3(土)	4(日)	5(月)	6(火)	7(水)	8(木)	9(金)	10(土)
市民窓口課、納税課、保険年金課、 豊田駅連絡所、七生支所	○	×	×	○*	○*	○*	○*	○*	○
自動交付機 (市内4カ所・全5台)	○	○	○	×	×	×	×	×	○

*市民窓口課、豊田駅連絡所、七生支所で17:15～20:00に証明書発行業務のみ延長して行います

やむを得ない理由で 住民票の住所地とは異なる 場所にお住まいの方へ

「通知カード」は住民票の住所地に送付されます。ただし、次の方は9/25(金)までに住民票がある市区町村で送付先変更の手続きをすれば、送付先を変更できます。お早めにお手続きください。

- ①東日本大震災の被災者
 - ②DV、ストーカー行為や児童虐待などの被害者
 - ③長期間にわたり医療機関・施設など入院・入所が見込まれる単身者
- ※申請書は市HPからダウンロードできます。

民間事業者にも マイナンバー制度は 関わってきます

税関係、健康保険・厚生年金関係などで従業員の個人番号を取り扱います。そのため、以下の準備が必要です。

- ・個人番号を適正に扱うための社内規定づくり
- ・個人番号に対応したシステム開発や改修
- ・特定個人情報の安全管理措置の検討
- ・社内研修・教育の実施など

これらの準備を適正に行っていただくため、内閣府HPに事業者向けの動画や「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(事業者編)」およびQ&Aを公開しています。

Q6

私の個人情報はしっかり守られるの？



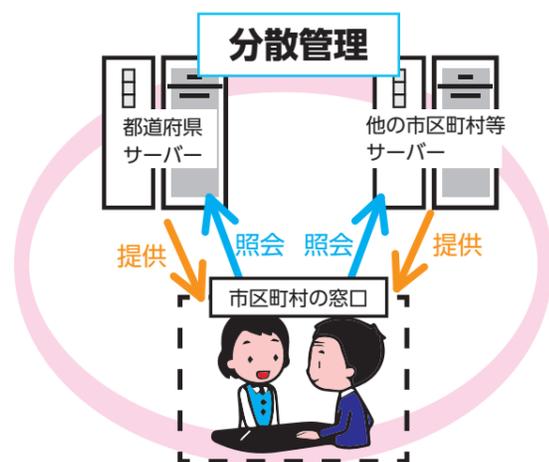
A 大丈夫です。マイナンバー制度は、以下の通り個人情報保護の方策を厳重に行います。

【電子システム上の保護】

- 個人情報は各機関で今まで通り分散管理（芋づる式の情報漏えいを未然に防ぐ）
- 各機関で接続できる人の制限や通信の暗号化（システムの接続制限）
- 自宅のパソコンで自分の個人情報にアクセスした行政機関を確認できる機能（マイナポータル機能）など

【制度上の保護】

- 行政手続きの際は、個人番号だけでは処理せず、必ず本人確認（成りすましを防止）
- システム開発や改修を行う前に、個人番号の保護体制について評価
- マイナンバー法の規定によるものを除き、個人番号の収集、保管などの禁止
- 個人番号が適切に管理されているか第三者委員会が監視・監督

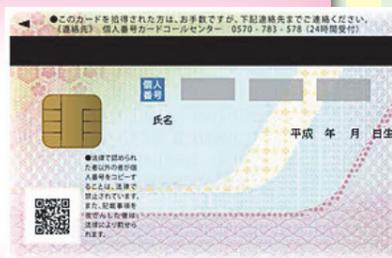


「個人番号カード」の安全性

「個人番号カード」のICチップには所得情報や健康情報などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。

顔写真付で暗証番号も設定されているので不正に利用される心配もありません。

また、もしも紛失・盗難にあった場合には、国のコールセンターが24時間365日専用ダイヤルで対応します。



▲個人番号カード（裏面）

日野市の情報の安全管理

市では、国が必要としている情報の安全管理措置全ての項目に取り組んでいます。特に次の対策に注力しています。

事務取扱者への教育

情報を取り扱う全ての事務取扱者に対して、研修受講を義務付け、情報を適正に扱うためのモラルと技術を身に付けることを継続します。

適正な取り扱いの検査

定期的な自己点検・内部監査・外部監査を通じて、情報の取り扱いを検査し不適切な事象を是正する活動を継続します。

Q1

「通知カード」はいつどこに届くの？



A 「通知カード」は10月下旬から住民票の住所に転送不要の簡易書留で送付します。住民票の住所とお住まいの場所が違う場合には、10/2(金)までに住所異動の手続きをお願いします。ただし、東日本大震災の被災者などやむを得ない理由がある場合は送付先を変更できます。詳細は広報今号特集号最終ページをご覧ください。

※「通知カード」は全国全ての住民に順次送付するため、お手元に届くのが1カ月程度遅れる場合があります

①簡易書留で住民票の住所地の住所に世帯単位で届きます



②内容を確認してください

お知らせに入っているもの

- 個人番号の「通知カード」
- 個人番号カード交付申請書
- 返信用封筒
- 案内書

③「通知カード」は大切に

切り取り



「個人番号カード」申請時に必要となります。また、今後さまざまな行政手続きで個人番号が使用されますので、大切に管理してください。

マイナンバー制度概要

マイナンバーとは国民一人ひとりが持つ12桁の個人番号のことです。平成28年1月以降から、**社会保障、税、災害対策の手続きで個人番号が必要になります。**

マイナンバー制度は、「行政の効率化」、「国民の利便性向上」、「公平公正な社会の実現」を目的に導入されます。

下記のスケジュールでマイナンバー制度は実施されます。10月下旬から皆さまにお知らせする「通知カード」は平成28年1月から行政手続きなどで使用する大事な書類ですので、大切に管理してください。

マイナンバー導入スケジュール

平成27年10月下旬から

「通知カード」受け取り

・・・P2,3

「個人番号カード」申請開始

・・・P6

平成28年1月から

「個人番号カード」交付開始・・・P6

全国のコンビニエンスストアで住民票などの各種証明書発行開始

・・・P5

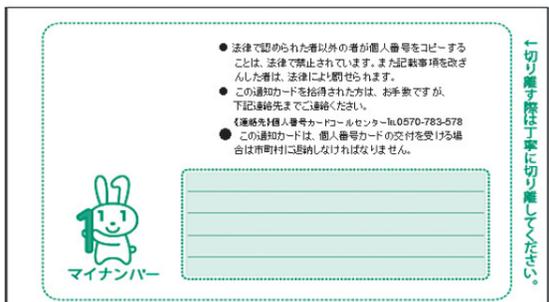
Q2 「通知カード」が届いたらどうするの？



A 皆さまの個人番号をお知らせする大切なカードです。個人番号は平成28年1月からさまざまな行政手続きが必要となります。記載内容を確認し、**「個人番号カード」申請時や、行政手続きの際にご利用ください。**

▶ 「通知カード」が届いてからの注意

- (1) 引っ越しなどで住所が変わる場合は、裏面に新住所を記載するため、住民異動届を提出する際、必ず市区町村の窓口へ提示してください。
- (2) 紛失などによる再発行には手数料がかかります。



個人番号カード交付申請書兼 電子証明書発行申請書

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

番号 花子

氏名

住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1

生年月日* 平成5年3月31日 性別* 女

【代替文字情報】

電話番号 外国人居民の区分

在留期間等満了日の有無 在留期間等満了日

右欄の点字表記を希望する バンゴウ ハナコ

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。

左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

顔写真貼付欄

サイズ (縦4.5cm × 横3.5cm)

申請日 年 月 日

申請者氏名 (自署) 印

以下の電子証明書の詳細については、同封の「ご案内」をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の□を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書 ※ 不要 ※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

利用者証明用電子証明書 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナンバーポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。□を黒く塗りつぶす場合は、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

代理人記載欄

ふりがな 代理人氏名 (自署) 本人との関係

代理人住所

- 15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が、以上の「代理人記載欄」にご記入ください。
- 申請の際は、同封の「ご案内」をご覧ください。
- 表面の記載事項のうち、*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。
- 切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

▲表面

▲裏面

「個人番号カード」の詳細は次ページで



申請書 ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

右のQRコードは製造管理用です

10000019 01/01 3190110000019#

視覚障がい者用 音声コード

Q5 「個人番号カード」の申請方法は？



A 「個人番号カード」の申請方法

初回無料

申請方法は次の2通りあります。お手元に「通知カード」が届き次第申請できますので、お早めにお手続きください。代理人申請など、申請方法の詳細は、「通知カード」に同封の「案内書」をご覧ください。

スマートフォンなどを使ったウェブ申請

「個人番号カード交付申請書」のQRコードから申請用WEBサイトへアクセスし、スマートフォンなどで撮影した顔写真で申請できます。

住所

生年月日* 平成5年3月31日

【代替文字情報】

電話番号 外国人居民の区分

在留期間等満了日の有無 在留期間等満了日

右欄の点字表記を希望する

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。

左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。



郵送による申請

「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入し、顔写真を張り付け返信用封筒に入れてポストへ投函

個人番号カード交付申請書

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

番号 花子

氏名

住所 ○○県△△市□□町○丁目△番地 1-1-1

生年月日* 平成5年3月31日 性別* 女

【代替文字情報】

顔写真貼付欄

サイズ (縦4.5cm × 横3.5cm)

申請日 年 月 日

申請者氏名 (自署) 印

以下の電子証明書の詳細については、同封の「ご案内」をご覧ください。

署名用電子証明書 ※ 不要 ※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

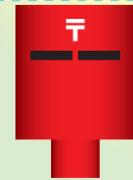
利用者証明用電子証明書 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナンバーポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。□を黒く塗りつぶす場合は、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

代理人記載欄

ふりがな 代理人氏名 (自署) 本人との関係

代理人住所



申請受付申請補助サービス

書き方が分からない場合は日野市コールセンター(☎514-8611)へお問い合わせください。また、下記の通り申請補助および受付業務を行います。

- 日程・会場 11/28(土)・・・市役所 1階101会議室
12/6(日)・・・七生支所
※詳細は市HPおよび広報ひのでお知らせします

申請後の手続き (平成28年1月以降)

平成28年1月以降、「交付通知書」を送付します。運転免許証などの「本人確認書類」と「通知カード」、「交付通知書」などを市役所1階101会議室に設置する特設窓口へお越しください。暗証番号などを設定し、「個人番号カード」をお渡します。



申請時持ち物チェックリスト

- 本人確認書類
 - ・パスポート
 - ・運転免許証 など
- 通知カード
- 交付通知書
- 住民基本台帳カード(持っている方)

※紛失などに伴う再交付の場合は手数料がかかります

Q4 コンビニエンスストアで住民票がとれるって本当？



A 本当です。平成28年1月以降、日野市に住民登録のある方が、全国約45,000のコンビニエンスストアで住民票などの証明書を取得できるサービスを行う予定です。今後はいつでも・どこでもお出掛け先のコンビニエンスストアですぐに取得できます。ぜひご利用ください。

コンビニエンスストアでの各種証明書取得方法

1. 「個人番号カード」を取得する

郵送またはウェブによる申請後、「通知カード」と引き換えに**無料**で交付します。



「個人番号カード」の申請方法は次ページをご覧ください。

2. 「個人番号カード」を持って、お近くのコンビニへ

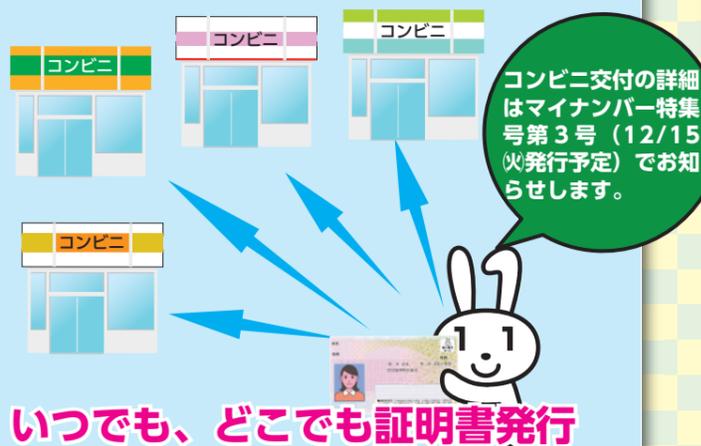
【利用可能時間】
6:30～23:00※年末年始およびメンテナンス時を除く

【取得可能な証明書】
住民票の写し、印鑑登録証明書、課税（非課税）証明書、戸籍全部（個人）事項証明（戸籍謄本・抄本）
※戸籍については、日野市に本籍がある方のみ

利用可能コンビニエンスストア一覧

- セブン-イレブン
- ファミリーマート
- サークルKサンクス
- ローソン

全国
約**45,000**
店舗



いつでも、どこでも証明書発行

自動交付機との比較

区分	設置場所	利用可能日時	証明書の種類
自動交付機 ※平成29年3/31に運用を終了予定	市内4カ所（5台）	平日 8:30～20:00 土曜・日曜日、祝日 8:30～17:00	・住民票の写し ・印鑑登録証明書 ・課税（非課税）証明書 ・戸籍全部（個人）事項証明（戸籍謄本・抄本） ※戸籍については、日野市に本籍がある方のみ
コンビニエンスストア ※平成28年1月から運用開始予定	市内約50店舗 全国約45,000店舗	全日 6:30～23:00	

Q3 「個人番号カード」って便利なの？



A 「個人番号カード」はカード1枚で公的な本人確認書類（氏名、住所、生年月日、顔写真付き）と個人番号が証明できる唯一のカードです。なお、有効期限は発行から10年間（20歳未満は5年間）です。

- 平成28年1月以降の行政手続きがスムーズに
平成28年1月以降、さまざまな行政手続きで個人番号と本人確認を証明しなくてはなりません。「個人番号カード」は両方を証明できる唯一のカードです。
- 全国のコンビニエンスストアで住民票などの証明書が取得できます
- 税金の確定申告などの電子申請
ご自宅のパソコンを使って税金の確定申告（e-Tax、eLTAX）などの電子申請にも使えます。また、下記の通り、「住民基本台帳カード」が使用できなくなりますので、「住民基本台帳カード」をお持ちの方は、「個人番号カード」へ切り替えをお願いします。



安全安心

「個人番号カード」のICチップは所得情報や健康情報などプライバシー性の高い個人情報は記録されません。詳細は広報今号特集号7ページをご覧ください。

「住民基本台帳カード」の発行終了

「個人番号カード」発行開始に伴い、12/28(月)をもって「住民基本台帳カード」の新規発行が終了となります。その後は「個人番号カード」を申請してください。なお、すでにお持ちの方については、カードに記載された有効期限まではお使いいただけます。

公的個人認証サービスを利用されている方へ

平成28年からは公的個人認証サービスを利用するには「住民基本台帳カード」ではなく「個人番号カード」が必要となります。経過措置として、現在「住民基本台帳カード」に格納されている電子証明書の有効期限が残っている場合はそのまま有効期限満了日までご利用いただけます。また、電子証明書の発行・更新は12/22(火)で終了となります。それ以降公的個人認証サービスを利用するには、今年中に電子証明書を更新するか、お早めに「個人番号カード」を申請していただく必要があります。なお、「個人番号カード」の申請が集中することが予想されるため、確定申告の期限までにカードを受け取れない可能性もありますのでご注意ください。

住民基本台帳カード



新規発行・更新…12/28(月)まで
※公的個人認証の発行・更新は12/22(火)まで



個人番号カード



平成28年1月から順次

(社会保障・税番号)

マイナンバー

の利用が開始されます



広報今号では、「個人番号カード」の利便性と取得方法についてお知らせします

マイナンバー制度のお問い合わせ

日野市 コールセンター **514-8611**

全国 コールセンター **0120-95-0178**

全国共通ナビダイヤル **0570-20-0178**

※ナビダイヤルは通話料がかかります

English・中文・한국어・Español・Portugués

(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応)

0120-0178-26

マイナンバー

受付時間
9:00~17:00
(日曜日、祝日、年末年始を除く)

受付時間
平日9:30~22:00
土曜・日曜日、祝日9:30~17:30
(年末年始を除く)

マイナンバー に便乗した

詐欺 にご注意を



- ・市役所職員をかたり、「マイナンバーカードにお金がかかる」と嘘をつき現金をだましとった
- ・「あなたのマイナンバーが漏えいしている」という不審なメールが届いた
- ・行政機関の職員を名乗る人に「マイナンバーの手続きで印鑑が必要」と求められ、書類に押印してしまった

上記のような事例が全国各地で多発していますが、全てマイナンバー制度に便乗した詐欺行為です。マイナンバー制度に関して、行政機関の職員が個人情報や口座番号などを聞き出すことはありませんし、金品を要求することはありません。不審なメールや電話に対しては、無視するようにし、来訪の申し出があっても断ってください。

不安を感じた場合は、**警察や日野市消費生活相談室 (☎581-3556) にご連絡ください。**

安心してください



セキュリティーの保護



国に個人情報を全て管理されてしまうのでは？

今まで通り、個人情報は各機関で分散管理します。万が一の情報漏えいの際、芋づる式に情報が漏れることを防ぎます。

マイナンバー（個人番号）を他の人に知られたかも。なりすましは防げる？

行政手続きの際は、マイナンバー（個人番号）だけでは処理せず、本人確認を義務付けることにより、なりすましを防ぎます。

自分のマイナンバー（個人番号）がどう使われたか心配

平成29年7月から自宅のパソコンで、自分の個人情報にアクセスした行政機関が確認できます（マイナポータル）。

「個人番号カード」を無くしたらどうしよう？

「個人番号カード」には、所得情報などプライバシー性の高い個人情報は記録されません。万が一紛失・盗難にあった場合には、24時間365日対応の専用ダイヤルで対応します。

Q5

「通知カード」が届いた後の注意点は？



A 引っ越しや婚姻などで住所や氏名が変わる場合は、裏面に新住所などを記載するため、住民異動届・戸籍届などを提出する際に、必ずご持参ください。なお、「通知カード」の初期情報は10月5日時点の住民票を基に作成しているため、お届け時点で現在の状況と記載内容が異なる場合があります。異なる場合には、市役所1階市民窓口課、七生支所で手続きが必要です。

また、紛失などによる「通知カード」の再発行には手数料がかかります。ご注意ください。

Q6

亡くなった方の「通知カード」が届きました。どうすればいいですか？



A 「通知カード」は10月5日時点の住民票を基に作成しているため、それ以降お亡くなりになった方の「通知カード」は発行されています。お手数ですが、市役所1階市民窓口課、七生支所へご返却ください。

Q8

「個人番号カード」の取得は義務付けられるのですか？



A 「個人番号カード」の取得は義務ではありませんが、各種手続きにおけるマイナンバー（個人番号）の確認および本人確認の手段として利用でき、コンビニエンスストアなどで各種証明書が取得できるなど、生活を便利にするものです。そのため、できるだけ多くの市民の皆さまに取得していただきたいと考えています。

Q10

「個人番号カード」を本人確認書類として使って良いのですか？



A 「個人番号カード」の表面には、基本4情報の氏名、住所、生年月日、性別の記載および顔写真が貼付され、レンタル店などでも本人確認書類として広くご利用いただけます。ただし、カードの裏面に記載されているマイナンバー（個人番号）をレンタル店などに提供することはできません。また、レンタル店などがマイナンバーを書き写したり、コピーを取ったりすることは禁止されています。

Q1

「通知カード」届きましたか？



A 「通知カード」は簡易書留で住民票の住所地に郵送しています。ご不在の場合には、一定期間郵便局で保管の上、市役所に戻ります。「通知カード」が戻った世帯に関しては、順次普通郵便で受取方法をご案内します。

「通知カード」が届いたら



「通知カード」が届いたら、まずはしっかりと内容をご確認ください。

「通知カード」は、皆さまの個人番号をお知らせする大切なカードです。ご自身の氏名・住所・生年月日などと個人番号を確認しましょう。

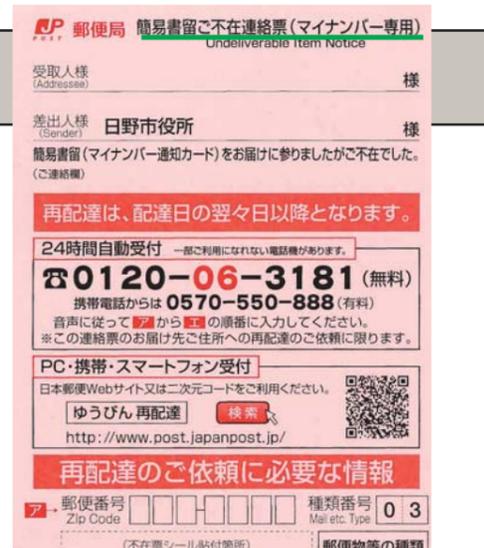
封筒に入っているもの

- 「通知カード」**
あなたのマイナンバー（個人番号）が記載されています。ミシン目に沿って切り離し、大切に保管してください。「個人番号カード」の取得にも必要です。
- 「個人番号カード」 交付申請書**
必要事項を記入し、写真を貼れば、簡単に申請ができます。詳細は4,5ページをご覧ください。
- 説明用パンフレット**
マイナンバー制度の概要や「個人番号カード」の申請方法が書かれています。必ずお読みください。
- 返信用封筒**

「通知カード」が届かなかったら

ご不在でお届けできなかった方の「通知カード」は一定期間郵便局で保管され、その後市役所に戻ってきます。戻ってきた世帯に関しては、普通郵便で受取方法を順次ご案内していますので、お待ちください。

なお、「簡易書留ご不在連絡票（マイナンバー専用）」（写真右）は各種問い合わせに必要ですので、「通知カード」を受け取るまで大切に保管をお願いします。



Q2 マイナンバー(個人番号)は どんな時に必要なの?



A 次の各種行政手続きの際に、順次マイナンバー(個人番号)が必要になります。なりすましを防止するため、①本人確認、②マイナンバーの両方の確認が必要になります。①本人確認には運転免許証やパスポートなどが、②マイナンバーの確認には「通知カード」などが必要となります。「個人番号カード」は①本人確認と②マイナンバーの両方を確認できる唯一のカードです。

こんな場面で マイナンバー(個人番号)

従業員



- ・扶養控除等(異動)申告書など会社に提出する税務関係書類に
- ・健康保険や雇用保険、年金などの手続きに

学生



- ・アルバイトの勤務先に
- ・奨学金の申請に
- ・勤労学生の控除手続きに

主婦・保護者



- ・パート・アルバイトの勤務先に
- ・出産育児一時金や育休の申請に
- ・児童手当の申請に

高齢者・障害者など



- ・年金給付の手続きに
- ・福祉や介護の手続きに
- ・災害時の支援利用に

手続きには ①本人確認と②マイナンバー

個人番号カード を持っていない場合



運転免許証など(①本人確認を証明)



通知カードなど(②マイナンバーを証明)

①②の
2種類
必要

個人番号カード を持っている場合



個人番号カード
①本人確認と②マイナンバーの両方を証明

1枚で
証明

Q4 「個人番号カード」を持つと どんなメリット(利点)があるの?



A 平成28年1月から全国約45,000店舗のコンビニエンスストアで住民票などの各種証明書が取得できたり、税金の確定申告などの電子申請に使用できます。

●住民票などの証明書はいつでも近くのコンビニエンスストアで

利用時間 ※年末年始、メンテナンス時を除く

全日6:30~23:00

自動交付機よりも対応する曜日・時間が増えます
※自動交付機は平成29年3月に運用終了予定

取得可能な証明書【手数料】

- ①住民票の写し【200円】
 - ②印鑑登録証明書【200円】
 - ③課税(非課税)証明書【200円】
 - ④戸籍全部(個人)事項証明(戸籍謄本・抄本)【450円】
- ※戸籍については、運用開始が平成28年3月から。日野市に本籍がある方のみ発行

対応している
コンビニエンスストア

セブン-イレブン
ファミリーマート
ローソン
サークルK
サンクス

全国
約**45,000**店舗



FamilyMart

LAWSON



●住民基本台帳カードで電子証明書をお使いの方で 平成28年3月までに有効期限が切れる方はお早めに更新を

☎ 市民窓口課 (☎585-1111)

住民基本台帳カード



電子証明書の有効期限は
発行日から3年
※12/22(火)で発行終了

Q3

「個人番号カード」の取得方法は？

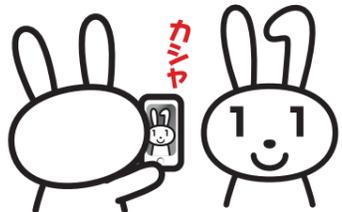


A スマートフォンからの申請など次の四つの方法があります。申請後、交付準備ができ次第、「交付通知書類」を送付します。いずれの申請方法でも本人確認を行うため、窓口で交付となります。

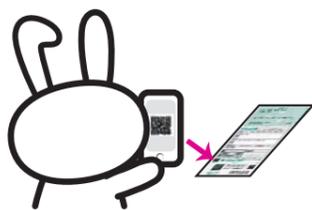
1 スマートフォンによる申請



①スマートフォンのカメラで顔写真を撮影



②交付申請書のQRコードから申請用ウェブサイトへアクセスし、メールアドレスを登録

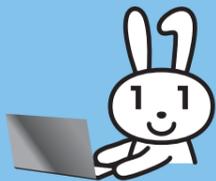


③登録したメールアドレス宛に通知される申請者用の申請用ウェブサイトへアクセス

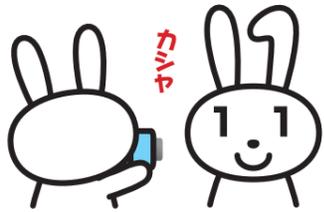


④画面の案内にしたがって、必要事項を記入し顔写真を添付して送信

2 パソコンなどインターネットによる申請

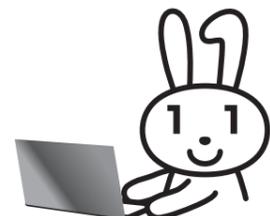


①デジタルカメラなどで顔写真を撮影



②申請用ウェブサイトへアクセスし、メールアドレスを登録

<https://net.kojinbango-card.go.jp>



③登録したメールアドレス宛に通知される申請者用の申請用ウェブサイトへアクセス

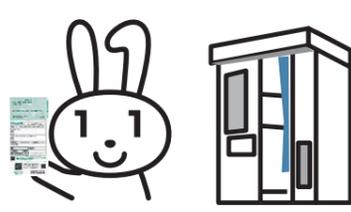


④画面の案内にしたがって、必要事項を記入し顔写真を添付して送信

3 証明用写真機による申請



①申請可能な証明用写真機に、交付申請書を持参



設置場所については下記URL参照

<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

②タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れて、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす



③画面の案内にしたがって、必要事項を入力後、顔写真を撮影し、送信



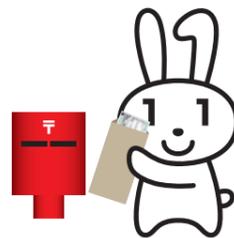
4 郵送による申請



①個人番号カード交付申請書に必要事項を記入

記入方法については「通知カード」に同封されている「マイナンバー（個人番号）のお知らせ 個人番号カード交付申請のご案内」をご覧ください。

②返信用封筒に入れて送付



「個人番号カード交付申請書」兼「電子証明書発行申請書」おとて

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

① 個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

② 氏名 花子

③ 住所 ○○県○○市△△町◇◇丁目▽▽番

④ 生年月日* 平成5年3月31日 性別* 女

⑤ 電話番号 03-XXXX-XXXX

⑥ 外国人居留の区分* -

⑦ 在留期間等 満了日*

⑧ 右欄の点字表記を希望する 希望しない (点字は交付)

⑨ 申請書に記入する住所は、平成 00年 00月 00日現在のものです。左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

⑩ 顔写真貼付欄 (縦4.5cm×横3.5cm)

⑪ 申請日 年 月 日

⑫ 申請者氏名(自署) 花子

⑬ 以下の電子証明書の詳細については、同封の「電子証明書発行申請書」をご覧ください。

⑭ 発行を希望しない電子証明書がある場合、下の口を黒く塗りつぶしてください。

⑮ 署名用電子証明書 ※ 不要

⑯ 利用者証明用電子証明書 ※ 不要

⑰ 本人確認書類

⑱ パスポート

⑲ 運転免許証など

⑳ 交付通知書類

㉑ 通知カード

㉒ 住民基本台帳カード (お持ちの方)

「個人番号カード交付申請書」兼「電子証明書発行申請書」うら

① 顔写真貼付欄 (縦4.5cm×横3.5cm)

② サイズ

③ 6ヶ月以内に撮影

④ 正面、無帽、無背景のもの

⑤ 郵送申請時は裏面に氏名、生年月日を記入してください。

⑥ 15歳未満の方、成年被後見人の方には捺印発行されません。

⑦ 電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナンバーへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。口を開く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能は利用できません。

⑧ 本人確認書類

⑨ 本人確認書類

⑩ 本人確認書類

⑪ 本人確認書類

⑫ 本人確認書類

⑬ 本人確認書類

⑭ 本人確認書類

⑮ 本人確認書類

⑯ 本人確認書類

⑰ 本人確認書類

⑱ 本人確認書類

⑲ 本人確認書類

⑳ 本人確認書類

㉑ 本人確認書類

記入時注意点

②④氏名、住所、生年月日、性別、外国人住民の区分（外国人の方のみ）などを確認する。もし、記載内容が異なる場合には、日野市コールセンター（☎514-8611）へお問い合わせください。

③日中連絡の取れる電話番号を記入してください。

⑧下記の「申請時の注意点」をよく読み、顔写真を貼付してください。

⑨□を塗りつぶすと、電子証明書が発行されませんので、ご注意ください。電子証明書については下記の「申請時の注意点」をご覧ください。

⑩15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が「代理人記載欄」に氏名などを記入してください。

「個人番号カード」受け取り

- ①平成28年1月以降、「交付通知書類」が市役所から届く
- ②インターネット上または日野市コールセンターに電話で受取日時を予約
- ③予約した日時に下記チェックリストの持ち物を持って特設窓口（市役所1階101会議室）へ
- ④本人確認後、暗証番号などを設定し、「個人番号カード」交付※詳細は「交付通知書類」でご確認ください

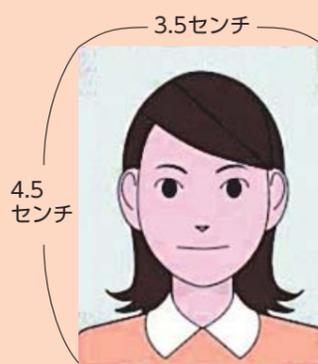
交付時持ち物チェックリスト

- 本人確認書類
 - ・パスポート
 - ・運転免許証など
- 交付通知書類
- 通知カード
- 住民基本台帳カード (お持ちの方)



申請時の注意点

★顔写真のチェックポイント



- サイズ（縦4.5センチ×横3.5センチ）
- ・6ヶ月以内に撮影
- ・正面、無帽、無背景のもの
- ・郵送申請時は裏面に氏名、生年月日を記入してください

※1月に無料写真撮影サービスを行います。詳細は広報の1月1日号をご覧ください

★電子証明書について

「署名用電子証明書」は、確定申告の電子申請などに必要で、確定申告などの書類が真正なものであり、所有者本人が作成・送信したことを証明できるものです。

「利用者証明用電子証明書」は、カード所有者本人であることを証明し、コンビニエンスストアで証明書を取得する場合などで必要です。